ニュースコンテナー

No. 482　　発行　2019年7月10日

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
ＵＲＬ：www.knights.co.jp

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布

この度、2019 年 6 月 20 日に環境省から、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が公布され、2019 年 7 月1日から施行されました。

今回の省令改正は、水質汚濁防止法におけるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下、硝酸性窒素等）に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が2019 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものです。

その内容は、現在、暫定排水基準が設定されている 12 業種のうち、うわ薬製造業については一般排水基準へ移行、4 業種については一部の項目について暫定排水基準を強化、6 業種については現行の暫定排水基準のまま延長となっています。

また、貴金属製造・再生業については、ほう素について一般排水基準へ移行、硝酸性窒素等については暫定排水基準を強化して延長されています。

今回の延長後の適用期限は、2022 年 6 月 30 日となっています。

併せて、2019 年 3 月 15 日から同年 4 月 15 日にかけて実施された上記基準の見直し案に対する意見募集（パブリックコメント）の結果も公表されており、全部で 8 件の意見がありました。

当社では、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等を始め、多くの排水分析に関して長年の分析実績があり、短納期で対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料　2019 年 6 月 20 日付　環境省報道発表資料

環境検査箇所　小野元也

夏季休業について（お知らせ）

誠に勝手ながら、当社では下記のとおり夏季休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、悪しからずご了承戴きたくお願い申し上げます。

夏季休業日　8 月 13 日（火）

浄化槽法の一部を改正する法律について

浄化槽法の一部を改正する法律が 2019 年 6 月 19 日付で公布されました。

本改正は、浄化槽からの汚水の適正な処理及び管理の促進、浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽に係る制度の整備、特定既存単独処理浄化槽に対する措置を定める事などを目的としています。

改正内容の概要は、以下の通りです。

・浄化槽使用の休止

浄化槽管理者が清掃をし、使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除する。

・浄化槽処理促進区域の指定

市町村は、浄化槽による汚水の適正な処理を促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができる。

・公共浄化槽の設置

市町村は、浄化槽処理促進区域内に市町村が管理する公共浄化槽を設置しようとするとき、あらかじめ建築物の所有者等の同意を得て、設置計画を作成する。

公共浄化槽の設置完了時には上記の同意をした建築物の所有者は、汚水を公共浄化槽に流入させるための排水設備を設置しなければならない。

・浄化槽台帳の作成

区域に存する浄化槽ごとに浄化槽台帳を作成する。

・既存単独処理浄化槽に対する措置

特定既存単独処理浄化槽の管理者に対し、除却等の措置をとるよう助言、指導をすることができる。

この法律は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

当社では、多くの排水項目の分析についても長年の実績があり、短納期・多検体での対応が可能です。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料　2019年6月19日付　官報

環境検査箇所　荒木琢也

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 全国水生生物調査の結果について（平成 30 年度）
2. 令和元年度水銀廃棄物の適正管理に関連したワークショップの結果について

耳より情報

基準の遵守、測定頻度は管理できていますか？

工場や家庭からの排出水には法律による規制があります。放流先や排水量、
取り扱っている物質によっても様々です。これらについて、適切に当社がサポート致します。
詳しくは下記URL、右記QRコードからもご覧いただけます。
http://www.knights.jp/ana/water/drain_index.html

お問合せはこちら